		日	号外	ページ
七五	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件	二七	39	八
七六	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二八	四	四
七七	登録証明機関の業務を廃止した件	二八	四	四
七八	登録証明機関を登録した件	二八	四	四
七九	特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件	二八	四	五
八〇	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので公表する件	二八	41	二〇
八一	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二〇
八二	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二〇
八三	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二一
八四	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二二
八五	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二三
八六	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二四
八七	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二六
八八	政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分・平成二十三年分・平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二七
八九	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件	二八	41	二八
九〇	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分～平成二十八年分）を公表する件	二八	41	三六
九一	政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分・平成二十九年分）を公表する件	二八	41	四一
	○政治資金適正化委員会			
六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一四	一	一
七	〃	二〇	四	一
八	〃	二七	一	一
九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二七	一	二
	○法務省			
四五	会社法第九百五十条の規定に基づく電子公告調査の業務の全部の廃止に関する件	一	一	二
四六―四八	除籍が滅失した件	五	五	二
四九	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	五	五	二
五〇	日本国に帰化を許可する件	五	五	二
五一	〃	六	一	二
五二	〃	一三	二	二
五三	〃	一四	一	二
五四	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件	一四	二	二
五五―五八	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	30	九
五九	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	30	一一
六〇	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	30	一二
六一	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件	一四	30	一二